

国不入企第11号
財計第2602号
令和6年5月13日

各省各庁公共工事発注担当課長 殿
各省各庁特殊法人等所管担当課長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

財 務 省 主 計 局 法 規 課 長
(公 印 省 略)

公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保
に向けた取組について

各省各庁の長及び特殊法人等の代表者は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）第17条第1項に基づき策定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定・令和4年5月20日最終変更。以下「適正化指針」という。）に従い、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされています（入契法第18条）。

このため、各省各庁及び各特殊法人等に対しては、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和4年6月1日付け財計第2577号・国不入企第16号。以下「適正化通知」という。別添1参照。）において、公共工事の入札及び契約の適正化を図るようお願いしたところです。

一方、昨年12月に、入契法第19条に基づき実施した入札・契約手続に関する実態調査（以下「入契調査」という。）の令和5年度の結果について公表したところですが、各発注者において、入契法で実施するよう義務付けられている手続が行われていない、適正化指針に従った措置が講じられていないなど、入札及び契約の適正化の取組が不十分である点が依然として見受けられています。

また、公共工事に対する国民の信頼の確保や建設業の健全な発達を図るとともに、防災・減災、国土強靱化対策の加速化等、国民の安全・安心を確保する取

組を推進するためには、各省各庁及び各特殊法人等が発注する工事も含め、公共工事の入札及び契約を適正に実施し、円滑かつ適切な執行を図ることが重要です。

各省各庁及び各特殊法人等におかれましては、公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保に向け、対策の更なる充実を図るため、適正化通知で要請した事項も含め、下記の措置等を適切に講じることにより、取組を着実に進めていただくよう、入契法第20条第1項に基づき、要請します。

各省各庁及び各特殊法人等におかれては、本要請が公共工事発注担当部局に対して広く周知徹底され、一部の部局のみならずすべての公共工事発注担当部局において着実な取組が進められるよう、改めて関係部局の連携と情報共有について徹底いただくとともに、所管の法人に対する入契法及び適正化指針に沿った取組の要請についてもよろしくお取り計らいください。

また、独立行政法人、特殊法人等を所管する各府省庁におかれては、所管法人等に対して、本要請の確実な周知をお願いいたします。

記

1. 入札及び契約に係る情報の公表について

入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、国民に対してそれが適正に行われていることを明らかにする上で不可欠であることから、入契法第4条及び第5条並びに第6条において、入札及び契約に係る情報を公表することが義務付けられている。

入契法第4条及び第5条並びに第6条に基づく公表が行われていない状態が入契調査の結果においても散見されるが、これは法律に違反している状態であり、直ちに是正する必要がある。

このため、各省各庁及び各特殊法人等におかれては、入契法第4条及び第5条並びに第6条並びにこれらに関する政令の規定を参照の上、必要な公表手続を確実に行うこと。

なお、デジタル臨時行政調査会においてアナログ規制の見直しが決定されたことを踏まえ、デジタル技術の活用による効率化の観点から、入札及び契約に関する情報の公表については、インターネットを利用する方法を原則とすることが適当であることから、近日中にその取扱いの整理を行ったうえで、情報の公表方法についての見直し等について改めて要請を行う予定である。

2. 適正な工期の設定等について

(1) 適正な工期の設定

本年4月より労働基準法（昭和22年法律第49号）の時間外労働上限規制が建設業にも適用されており、公共工事の適正な施工の確保や品質確保のためには、適正な工期が設定されることが必要である。施工に当たって根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、労働者の疲弊や手抜き工事の発生等につながる事となる。

このため、発注者として、長時間労働を防ぎ休日が確保されることを前提とした工期の設定や、週休2日工事の確実な実施やその対象工事の拡大に努めること。また、その際に必要となる労務費や機械経費、共通仮設費、現場管理費などを請負代金に適切に反映すること。

なお、入契調査の結果においては、半数以上の団体が週休2日工事等を実施していないなど、取組状況に遅れがみられている。このため、週休2日工事等の実施に努めること。

また、工期の設定に当たっては、「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会作成・勧告、令和6年3月最終改定）において、発注者の果たすべき責務として、受注者やその下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定への協力及び当該規制への違反を助長しないよう留意する旨が明記され、工期全般にわたって考慮すべき事項として、自然要因のうちに猛暑日（WBGT値が31以上）が追加された。

これを踏まえ、工期の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、労働者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日や猛暑日等の作業不能日数等を適切に考慮し、適正な工期での発注を行うこと。国土交通省直轄土木工事の工期設定にあたっては、「工期設定支援システム」（参考1）を活用しているため、参考にされたい。

なお、週休2日等の休日を考慮せずに設定された工期は適正な工期であるとは通常言い難く、発注者が著しく短い期間を工期とする請負契約を締結したと認められる場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の6第2項の規定に基づき国土交通大臣又は都道府県知事による勧告の対象となることに留意すること。

（参考1）

○国土交通省HP「働き方改革・建設現場の週休2日応援サイト」

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html

（2）施工時期の平準化の推進

公共工事については、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末には工事量が集中する傾向にある。工事量の偏りが生じることで、工事の閑散期には、仕事が不足し、公共工事に従事する者の収入が減る可能性が懸念される一方、繁忙期には、仕事量が集中することになり、公共工事に従事する者において長時間労働や休日の取得しにくさ等につながるものが懸念される。また、資材、機材等についても、閑散期には余剰が生じ、繁忙期には需要が高くなることによって円滑な調達が困難となる等の弊害が見受けられるところである。

公共工事の施工時期の平準化が図られることは、年間を通じて工事量が安定することで公共工事に従事する者の処遇改善や、人材、資材、機材等の効率的な活用による建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。

このため、適正化指針に定めるところに従い、計画的な発注、他の発注者との連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、柔軟な工期の設定、積算の前倒し、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や国庫債務負担行為の活用によ

る翌年度にわたる工期設定などの必要な措置を講ずることにより、施工時期の平準化を図ること。

各省各庁及び各特殊法人等におかれては、全発注部局において取組を推進するとともに、財政部局と発注部局が連携し今後の予算編成において、施工時期の平準化を図るために必要な国庫債務負担行為の限度額を設定するなど具体的な取組を進めること。

さらに、これまで平準化の対応状況の指標として、平準化率を活用しているが、閑散期のみを軸とした指標となっていることに鑑み、繁忙期（年末～年度末）の工事稼働数を年間の平均工事稼働数に近づけていくための指標についても検討を行っており、今後適宜情報共有を行っていく予定である旨申し添える。

（3）工事関係書類の簡素化・電子化等の推進について

公共工事における受発注者双方の業務負担の軽減、生産性向上や働き方改革を推進するため、入札及び契約に関する書類や工事関係書類の簡素化等に努めること。

公共工事に係る手続きや書類のIT化（電子化）を推進し、各種情報の効率的な交換やペーパーレス化による事務の簡素化を図るため、電子入札システムや情報共有システム（ASP）等の必要なシステムの整備等に努めること。

国土交通省直轄土木工事においては、「工事書類スリム化のポイント」の横展開や「書類限定検査」の原則化等、受注者の書類作成業務の負担軽減に向けた取組を行っているほか、工事関係書類の標準様式を作成している。（参考2）

こうした取組も参考に、ASPを活用した工事書類の原則電子化等、受発注者双方の工事関係書類の業務削減に努めること。

（参考2）

○関東地方整備局「土木工事電子書類スリム化ガイド、土木工事電子書類作成マニュアル」

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html>

○国土交通省HP「1. 監督・検査・工事成績評定（1）監督・検査基準等 5）工事関係書類の標準様式 別添2」

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html

3. 適正な価格による契約等について

（1）見積価格等への乗率の設定について

適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1項第1号の規定に違反すること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障をきたすとともに建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを厳に行わないこと。

これに加えて、見積り等を参考にする場合において、見積価格やメーカー等の販売希望価格に対して発注者が妥当性を確認していない独自の乗率等を考慮して価格を設定する運用は、公平性・透明性を損なうおそれが高く、ひいては、実質的に歩切りと類似する結果を招くおそれがあることから、これを厳に

行わないよう徹底し、乗率等を設定する場合には市場実態や同種工事での実績との比較等により、妥当性の確認を徹底すること。

(2) ダンピング対策の強化・徹底と実効性の確保について

ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事を実施する者が適正な利潤を確保できず、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものである。

そのため、低入札価格調査制度（特殊法人等においては最低制限価格制度も含む。以下同じ。）の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注を排除すること。

また、令和4年3月に「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が見直されたことを踏まえ、低入札価格調査基準（以下「調査基準価格」という。特殊法人等においては調査基準価格及び最低制限価格。）について、必要に応じてその算定方式の改定等により適切に見直すこと。

加えて、低入札価格調査制度における調査基準価格を下回った金額で入札した者に対する調査の適切な実施の観点から、入契法第17条に基づく適正化指針第2の4(3)や「建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う入札金額の内訳書の取扱いについて（通知）」（平成26年12月25日付け国土入企第23号）等を参考に、同法第13条の規定に基づく入札金額内訳書の確認の実施等を徹底すること。

(3) 急激な物価変動等を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について

今般の急激な物価変動等を背景に、予定価格が実勢と乖離することや工事契約後の想定外の資材高騰・納期遅延により、円滑な施工の確保に支障をきたすおそれがあるため、次に掲げる取組を実施する等の対応に努めること。

○積算に用いる資材単価については、以下に例示する対応を取ること等により、地域の実情や市場における最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めること。

- ・ 民間調査会社が作成する物価資料を活用している場合には、当該物価資料の毎月の改定にあわせて、月毎など適時に改定を行うこと。
- ・ 独自調査（民間調査会社等に委託する場合を含む。）を実施した上で資材単価を設定している場合にあつては、物価変動の状況、資材の工事における使用頻度等を踏まえ、調査時期の前倒しや、月毎に調査を実施するなど調査頻度の増加等の対応をとること。
- ・ 個別工事の積算に当たって、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を適用すること。

- ・ 調達が厳しい資材等は必要に応じて見積書を積極的に活用すること。
- 最新の公共工事設計労務単価が公表された際の早期活用や発注手続き中の工事への適用を行うことにより、労務費の最新の実勢価格を適切に反映できるように努めること。
- 工期の設定に当たっては、資機材の納期を勘案した工期の設定を行うほか、受注者の責によらない事情により納期が遅れる場合には、工期延期等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずること。
- 契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えたいわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）の適切な運用のため、スライド条項の運用基準についてあらかじめ策定するとともに、当該基準について受注者・建設企業とあらかじめ共有するよう努めること。
- 今後契約する工事については、スライド条項を設定し、適切に運用するとともに、既契約工事においては設定されているスライド条項の適用や受注者からの協議の申出等について適切に対応すること。

なお、入契調査の結果において、スライド条項の運用基準について策定していない団体がみられることから、運用基準の策定に一層努めること。

下記のウェブページに国土交通省における運用基準等が掲載されているので、こちらも参照の上、運用基準の策定に努めること。（参考3）

（参考3）

- 国土交通省HP「各種スライド条項（全体スライド、単品スライド、インフレスライド）について」

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000101.html

（4）除雪等の地域維持事業の実施に要する経費の適切な計上について

地域の維持に不可欠な、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなど社会資本等の維持管理のために必要な工事（以下「地域維持事業」という。）は、地域の建設業者がその担い手として重要な役割を果たしている。しかし、建設投資の大幅な減少や従業員の高齢化等に伴い、地域の建設業者の減少・小規模化が進んでおり、担い手の確保・維持に資する入札契約制度における工夫が必要とされている。

このため、適正化通知のⅡ. 8. 「地域維持型契約方式」により、地域維持事業に係る経費の積算において事業の実施に要する経費を適切に計上するよう要請してきたところであるが、引き続き、地域維持事業の担い手の実情を把握しつつ、担い手となる企業が適正な利潤を確保できるよう必要な経費を計上すること。

特に道路除雪では、気象の状況により事前の待機が必要となる場合があるほか、年間降雪量に応じて毎年度の工事量が大きく変動する特性があり、持続的な除雪体制を確保・維持するためには、待機費用の計上や、少雪の年においても必要となる固定的経費の計上などを行うことが考えられる。国土交通省直轄工事においては、道路除雪工の積算において待機費用の計上を行っているほか、令和3年度から少雪時における道路除雪工の固定的経費を計上する試行を行っている（別紙1～3参照）、参考にされたい。

(5) 地域の実情等に応じた適切な規模での発注等について

工事の発注規模や入札参加条件等については、工事内容や工事費、地域の実情等を適切に考慮して設定されるべきものであるが、同種・類似の工事で入札不調・不落が生じている場合や、入札不調・不落により再入札に付する場合等においては、地域の実情等も踏まえ、複数工区をまとめて発注する等の発注ロットの拡大や当該工事における地域要件の緩和、余裕期間の活用も含めた工期の適切な見直し等について、適宜検討すること。

なお、複数工区をまとめたことにより施工箇所が点在する工事となった場合には、建設機械を複数個所に運搬する費用や交通規制等がそれぞれの箇所で行う費用が必要となること等が想定されるため、予定価格の設定に当たっては留意すること。

(6) 建設発生土に関する条件明示等について

工事の適正な施工を確保するためには、受発注者が対等な関係に立って責任関係を明確化することが重要であり、適正化指針においては、工事に必要な情報について、設計図書に明示することなどにより、関係者間で把握・共有する取組を推進することとされている。

特に建設発生土に関しては、情報共有の取組如何により、不適正な処分や工事施工の支障に繋がるおそれがある一方で、同一現場内や工事間での有効利用により発生を抑制することもできるため、工事発注段階での条件明示等の取組が重要である。

そのため、以下に示す条件を設計図書において明示すること。

- ・ 工事における建設発生土の有無
- ・ 同一現場内での利活用に必要な情報（流用土の使用を明示する等）
- ・ 受入場所（工事間利用の受入れ工事箇所、仮置場、土砂処分場等）
- ・ 受入場所までの距離、作業時間帯（昼間・夜間の別等）
- ・ その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報 等

また、明示した条件については、以下の費用を計上すること等により積算内容との整合を図り、適正な予定価格を設定すること。

- ・ 運搬費
- ・ 処分費 等

なお仮に、明示すべき条件が未確定であり、暫定的な条件を明示した場合にあっては、条件の確定後に速やかに受注者に対して指示等を行った上で、必要に応じて設計変更を行う等、適切に対応すること。

(7) 建設業者の資金調達の円滑化のための取組について

建設企業が公共工事を円滑に実施するためには、当該建設企業が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）を適切に実施することが重要であることから、未導入の各省各庁及び各特殊法人等団体については早急にその導入を図り、導入済の各省各庁及び各特殊法人等団体についても支払限度額を見直すとともに、予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）等の規定により前金払をすることがで

きる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うほか、中間前金払制度の手続の簡素化・迅速化など、前金払の迅速かつ円滑な実施に努めること。

また、地域建設業経営強化融資制度について、引き続き積極的な活用に努めるとともに、本制度の趣旨を踏まえ、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努めること。

4. 公共工事に関する調査及び設計の円滑な実施について

災害時をはじめとして、公共工事の円滑な施工確保のためには、公共工事に関する測量、地質その他の調査及び設計の円滑な実施が重要な役割を果たすものであることから、調査及び設計の発注に当たっては、公共工事と同様に、適正な履行期間の設定、履行時期の平準化、適正な予定価格の設定、ダンピング対策の強化、地域の実情に応じた発注、資金調達の円滑化のための取組等に努めること。

また、今後導入を検討する団体も含め、制度を活用する団体においては、令和6年度から国土交通省が発注する業務における調査基準価格の算入率・範囲が別紙4のとおり改定されたことも踏まえ、調査基準価格や最低制限価格の算定方式について、必要に応じて改定するなど適切に見直すこと。

財計第 2 5 7 7 号
国不入企第 1 6 号
令和 4 年 6 月 1 日

各省各庁の長

殿

法人所管大臣

財 務 大 臣
(公 印 省 略)

国 土 交 通 大 臣
(公 印 省 略)

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

公共工事の入札及び契約については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 2 7 号。以下「入札契約適正化法」という。）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 1 7 年法律第 1 8 号。以下「公共工事品質確保法」という。）等を踏まえ、不断の見直しを行い、改善をしていくことが求められています。

特に、各発注者は、公共工事の入札及び契約について、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保、公正な競争の促進、談合その他の不正行為の排除の徹底、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止、公共工事の適正な施工の確保により、その適正化を図るため、入札契約適正化法第 4 条及び第 5 条（入札契約適正化法第 2 条第 1 項に規定する特殊法人等（以下「特殊法人等」という。）にあっては入札契約適正化法第 6 条で準用する入札契約適正化法第 4 条及び第 5 条。以下同じ。）の規定による情報の公表を適切に行い、また、入札契約適正化法第 1 8 条に基づいて、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 1 3 年 3 月 9 日閣議決定。以下「指針」という。）に従って必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

激甚化・頻発化する災害への対応力の強化が急務であること、資材等の価格高騰への対応のため公共工事の受発注者間の価格転嫁を適切に行う必要があること、公共工事の円滑な施工の確保や担い手の中長期的な育成・確保、処遇改善のため、ダンピング対策等の取組を一層徹底する必要があることなど、入札及び契約を巡る最近の状況を踏まえ、去る 5 月 2 0 日、別添のとおり、指針の一部改正が閣議決定されたところであり、各発注者は、改正後の新たな指針に従って公共工事の入札及び契約の適正化に努めることが求められています。

このため、各発注者におかれては、入札契約適正化法による義務付け事項のうち未実施のものについて、速やかに措置を講ずるとともに、入札契約適正化法及び改正後の指針の趣旨を踏まえ、全体として着実に入札及び契約の適正化が進むよう、入札契約適正化法第20条第1項に基づき、以下の措置を速やかに講ずるよう要請します。

特殊法人等を所管する大臣におかれては、入札及び契約の一層の適正化が進むよう、所管法人に対しても入札契約適正化法の遵守並びに改正後の指針及び本要請に沿った取組の徹底をお願いします。

I. 指針の改正も踏まえ緊急に措置に努めるべき事項

次の事項は、入札契約適正化法第18条に基づいて措置を講ずるよう努めなければならない事項の中でも、今回の指針の改正も踏まえて特に緊急に措置に努めるべき事項であり、各発注者は、公共工事の入札及び契約の適正化が各発注者を通じて統一的、整合的に行われることによって、初めて公共工事に対する国民の信頼を確保しうるものであることを踏まえて、速やかにそれぞれの措置を講ずるようお願いします。

1. 災害復旧等における入札及び契約の方法

災害発生後の復旧に当たっては、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手することが求められることから、災害応急対策又は災害復旧に関する工事においては、公共工物品質確保法第7条第1項第3号や指針に基づき、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、随意契約や指名競争入札を活用するなど、緊急性に応じて適切な入札及び契約の方法を選択すること。

また、公共工物品質確保法第7条第4項も踏まえ、発注の時期、箇所、工程等について適宜調整を図るため、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めること。

2. 適正な予定価格の設定

入札契約適正化法においては、適正な金額での契約の締結を法の目的として明確化しており（入札契約適正化法第1条）、そのためには、まず、予定価格が適正に設定される必要がある。また、公共工物品質確保法においては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保されるよう、市場実態等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定を発注者の責務として位置づけているところである（公共工物品質確保法第7条第1項第1号）。

このため、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、建設発生土等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うこと。

また、予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事に入札不調・不落が生じているとき、災害により通常積算の方

法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。加えて、当該積算において適切に反映した法定福利費に相当する額が請負契約において適正に計上されるよう、公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基づき、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書を提出させ、当該積算と比較し、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認するよう努めること。

特に、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、公共工事品質確保法第7条第1項第1号の規定に違反すること、予定価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）や財務規則等により取引の実例価格等を考慮して定められるべきものとされていること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、厳に行わないこと。

これらを踏まえ、各発注者は、予定価格の設定について、必要に応じた見直しを直ちに行うこと。

なお、今後も、歩切りについては、その実態を適時調査する予定であり、その結果、歩切りを行っていると思われる発注者に対しては、個別に聴取を行い、必要に応じ個別発注者名を公表すること等により改善を促進することとしているので、承知おきたい。

3. ダンピング対策の強化

ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事を実施する者が適正な利潤を確保できず、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するおそれがある。

また、入札契約適正化法においては、建設業者に、入札の際に入札金額の内訳書の提出を義務付けるとともに、発注者は、当該内訳書の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならないとされている（入札契約適正化法第12条及び第13条）。これは、見積能力のないような不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為やダンピング受注の防止を図る観点から、入札に参加しようとする者に対して、対象となる工事に係る入札金額と併せてその内訳を提出させるものであり、各発注者は、談合等の不正行為やダンピング受注が疑われる場合には、入札金額の内訳を適切に確認すること。

また、各発注者においては、低入札価格調査基準を適切な水準で設定するなど低入札価格調査制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図ること。

4. 適切な施工条件の明示・契約変更の実施等

公共工事の適正な施工を確保するためには、発注者と受注者が対等な関係に立ち、責任関係を明確化していくことが重要であることから、現場の問題発生に対する迅速な対応を図るとともに、地盤の状況に関する情報、建設発生土の搬出先に関する情報その他の工事に必要な情報について、設計図書において明示することなどにより、発注者、設計者及び施工者

等の関係者間での把握・共有等の取組を推進すること。

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うこと。さらに、工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合や、労務及び資材等の価格の著しい変動、資材等の納期遅れ等により工事費用や工期の変更が必要となった場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

また、契約変更手続の透明・公正性の向上及び迅速化のため、関係者が一堂に会して契約変更の妥当性等の審議を行う場（設計変更審査会等）の設置・活用を図るとともに、設計変更が可能となる場合やその手続等に関する指針（設計変更ガイドライン）の策定・公表及びこれに基づいた適正な手続の実施に努めること。

なお、追加工事又は変更工事が発生したにもかかわらず書面による変更契約を行わないことや、受注者に帰責事由がないにもかかわらず追加工事等に要する費用を受注者に一方的に負担させることは、建設業法第19条第2項又は第19条の3に違反するおそれがあるため、これを行わないこと。

5. 適正な施工の確保のための技能労働者の育成及び確保に関すること

現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少が顕著になっている中、公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適正な施工を確保するためには、公共工事の担い手の育成及び確保に資する環境の整備を図ることが重要である。

建設キャリアアップシステムは、技能労働者の有する資格や現場の就業履歴などの登録・蓄積を通じて、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境を整備するとともに、適正な施工体制の継続的な確保や社会保険未加入者の排除の徹底に加え、書類作成の効率化や現場管理の高度化など、建設企業の生産性の向上にも資することが期待される。国土交通省においては、技能労働者の能力評価制度の普及拡大や専門工事業者の施工能力等の見える化を通じて、建設キャリアアップシステムの利用環境の充実・向上を図り、利用者からの理解の増進に向けた必要な措置を講ずるとともに、システムの活用を通じて技能労働者の処遇改善が図られるよう必要な施策の実施に積極的に取り組むこととしており、各省各庁の長及び特殊法人等にあつては、その発注する公共工事の施工に当たって広く一般に受注者等による建設キャリアアップシステムの利用が進められるよう、現場利用に対する工事成績評定における加点措置など、地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずること。

II. 継続的に措置に努めるべき事項

次の事項は、I. に掲げる事項のほか、入札契約適正化法第18条に基づいて措置を講ず

るよう努めなければならない事項であり、それぞれの趣旨を踏まえて、速やかに措置を講ずるようお願いします。

1. 施工に必要な工期の確保

公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進など、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、良質な社会資本等の整備を通じて最終的には国民の利益にもつながるものである。

このため、工期の設定に当たっては、「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会作成・勧告）等に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、公共工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日等の作業不能日数等を適切に考慮し、適正な工期での発注に努めること。

なお、公共工事の発注者が著しく短い期間を工期とする請負契約を締結したと認められる場合、国土交通大臣又は都道府県知事による勧告の対象となることに留意すること。

併せて、入札契約適正化法第11条において、公共工事を受注した元請負人が著しく短い期間を工期とする下請契約を締結していると疑うに足りる事実があるときは、当該公共工事の発注者は、当該元請負人の許可行政庁等にその事実を通知しなければならないこととされている点に留意すること。

2. 施工時期の平準化

公共工事については、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末には工事量が集中する傾向にある。工事量の偏りが生じることで、工事の閑散期には、仕事が不足し、公共工事に従事する者の収入が減る可能性が懸念される一方、繁忙期には、仕事量が集中することになり、公共工事に従事する者において長時間労働や休日の取得しにくさ等につながるものが懸念される。また、資材、機材等についても、閑散期には余剰が生じ、繁忙期には需要が高くなることによって円滑な調達が困難となる等の弊害が見受けられるところである。

公共工事の施工時期の平準化が図られることは、年間を通じて工事量が安定することで公共工事に従事する者の処遇改善や、人材、資材、機材等の効率的な活用による建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。

このため、指針に定めるところに従い、計画的な発注、他の発注者との連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、柔軟な工期の設定、積算の前倒し、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などの必要な措置を講ずることにより、施工時期の平準化を図ること。

3. 情報通信技術の活用

工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に当たっては、映像などの情報通信技術や三次元データの活用、新技術の導入等の推進を通じて生産性の向上を図るとともに、必要に応じて、第三者による品質証明制度やISO9001認証を活用した品質管理に係る専門的な知識や技術を有する第三者による工事が適正に実施されているかどうかの確認の結果の

活用を図るよう努めること。

4. 社会保険等未加入業者の排除

公平で健全な競争環境を構築する観点からは、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要である。このため、法令に違反して社会保険等に加入していない建設業者（以下「社会保険等未加入業者」という。）について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で、社会保険等未加入業者を有資格者名簿に登録しない等、必要な措置を講ずること。

また、社会保険等未加入業者については、元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険等未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図ること。

5. 施工体制の把握の徹底

公共工事の適正な施工を確保するためには、元請業者だけではなく、下請業者についても適正な施工体制が確保されていることが重要である。このため、各発注者においては、施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請業者に対して適切な指導を行うこと。また、各発注者は、施工体制台帳の作成及び提出を求めるとともに、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等工事の適正な施工を確保するために必要な場合にこれを適切に活用すること。

6. 一般競争入札の適切な活用

一般競争入札の適用範囲を適切に設定すること。また、一般競争入札の活用に当たっては、競争条件の整備を適切に行うこととし、公共工事の入札及び契約の方法、とりわけ一般競争入札の活用に伴う諸問題に対応するため、定期の競争参加資格審査において、工事成績や地域貢献を重視した発注者別評価点の導入を図るとともに、不良・不適格業者を競争参加資格審査の対象から除外すること。また、個別工事の発注に当たっては、一定の資格等級区分内の者による競争を確保するとともに、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく中小企業者に関する国等の契約の方針の趣旨も踏まえ、適切な競争参加条件（過去の工事实績及び成績、地域要件等）を設定するなど、必要な条件整備を適切に講ずること。地域要件の活用については、恣意性を排除した統合的な運用を確保する観点から、各発注者が予め運用方針を定めること。

入札ボンドについて、市場機能の活用により、契約履行能力が著しく劣る建設業者の排除やダンピング受注の抑制等を図るため、その積極的な活用と対象工事の拡大を図ること。また、資格審査及び監督・検査の適正化並びにこれらに係る体制の充実、事務量の軽減等を図ること。

7. 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式の導入を図るとともに、対象工事の考え方を設定することによりその適切な活用を図ること。

総合評価落札方式で入札を行う工事のうち、競争参加者が特に多いため入札段階における発注者及び競争参加者双方の事務量が增大しているものについては、公共工事事品質確保法第16条に基づく段階的選抜方式を活用すること等により、技術提案やその審査及び評価に必要な発注者及び競争参加者双方の事務量の軽減と技術提案の審査精度の向上を図るなど、手続の合理化を図ること。

総合評価落札方式は、発注者による技術提案の審査・評価に透明性・公正性の確保が特に求められることから、評価項目等を適切に設定するとともに、技術提案の評価結果について、その点数及び内訳の公表に加えて、具体的な評価内容を当該提案企業に対して通知するなどの措置を講ずること。

また、建設業者の技術開発を促進し、併せて公正な競争の確保を図るため、民間の技術力の活用により、品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能な場合においては、工事の規模・態様に応じ、例えば、設計・施工一括発注方式又は詳細設計付発注方式などの発注方式の活用や、VE方式等を通じた民間の技術提案の積極的な活用を検討すること。

8. 地域維持型契約方式

地域の建設業者は、社会資本等の維持管理のために必要な工事のうち、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの事業（以下「地域維持事業」という。）を行っており、地域社会の維持に不可欠な役割を担っているが、建設投資の大幅な減少等に伴い、地域維持事業を担ってきた地域の建設業者の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、事業の円滑かつ確かな実施に必要な体制の確保が困難となり、地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねない。地域の維持管理は将来にわたって効率的かつ持続的に行われる必要があり、入札及び契約の方式においても担い手確保に資する工夫が必要である。

このため、担い手確保のための入札及び契約の方法における工夫の必要性を把握する観点から、地域維持事業の担い手の実情を調査するとともに、地域維持事業に係る経費の積算において、事業の実施に要する経費を適切に費用計上すること。

また、地域維持事業の担い手の安定的な確保を図る必要がある場合には、公共工事事品質確保法第20条に基づき、地域の実情に応じ、適正な予算執行に留意しつつ、複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位や、複数年の契約単位など、一の契約の対象を従来よりも包括的に発注するとともに、実施主体は、迅速かつ確実に現場へアクセスすることが可能な体制を備えた地域精通度の高い建設業者とし、必要に応じ、地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される建設共同企業体や事業協同組合等とする契約方式（地域維持型契約方式）を、適切に活用すること。

9. 低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直し

特殊法人等にあつては、予定価格及び低入札価格調査基準価格について、事前公表により弊害が生じうること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、引き続き、事前公表は取りやめ、落札決定以後の公表とすること。

この際、入札前に入札関係職員から予定価格又は低入札価格調査基準価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、予定価格の作成時期を入札書の提出

後とするなど、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続や、これらの行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入すること等により、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底すること。

10. 談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）の趣旨及び近年の動向を踏まえ、各般の措置を総合的に講ずることにより、公正な競争の促進を図ることはもとより、不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底に全力を尽くすとともに、不正行為に対しては厳正に対処すること。

このような観点から、職員に対する教育、研修等を適切に行うとともに、入札及び契約の過程並びに契約の内容について審査及び意見の具申等を行う入札監視委員会等の第三者機関の設置をはじめ、必要な対策の実施に積極的に取り組むこと。

また、談合情報を得た場合の取扱要領（談合情報対応マニュアル）の策定・充実及び公表を推進することと併せて、談合情報対応のための内部における連絡・報告体制等を整備すること。

11. 指名停止措置等の適正な運用の徹底

談合等不正行為を行った者に対しては、入札参加資格停止措置の適切な運用により厳正に対処すること。指名停止措置については、客観的な実施を担保するため、あらかじめ指名停止基準を策定し公表するとともに、その適切な運用を図ること。また、当該基準については、指名停止の原因事由の悪質さの程度や情状、結果の重大性などに応じて適切な期間が設定されるよう、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」及び「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申し合わせ」に沿って、あらかじめ指名停止基準を策定し公表するとともに、その適切な運用を図ること。

また、談合等不正行為の抑止を図る観点から、談合等不正行為があった場合における受注者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約する違約金特約条項を適切に付すること。違約金の額は、裁判例等を基準とした合理的な根拠に基づく金額とすること。

12. 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

入札契約適正化法第4条及び第5条の規定により、情報の公表を行わなければならない事項に加え、競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点又は当該点数と工事成績その他の各発注者による評点の合計点数、等級区分を定めている場合の区分の基準を公表すること。

入札監視委員会等の第三者機関の設置・運営について明確に定め、これを公表するとともに、その活動状況に関する必要な資料を公表するなど透明性の確保を図ること。また、入札及び契約に係る苦情を中立・公正に処理する仕組みを整備すること。

指名行為に係る発注者の恣意性を排除し、不正行為を未然に防止するため、指名競争入札における指名基準を策定・公表すること。なお、指名業者名については、談合を助長するこ

とのないよう、入札前には公表しないこと。

入札及び契約に関する情報の公表の際には、透明性の向上を図る観点から、インターネットの活用を積極的に図ること。

1 3. 不良・不適格業者の排除

建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企業やペーパーカンパニー、適切な施工が行い得ない企業などの不良・不適格業者については、建設業許可行政庁等と相互に連携し、公共工事からの排除に向けた取組の徹底を図ること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項において、国は指定暴力団員等とその行う売買等の契約に係る入札に参加させないための措置を講ずることとされていること等を踏まえ、暴力団員が実質的に経営を支配している企業やこれに準ずる企業（暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している企業など）が公共工事からの確に排除されるよう、警察本部と協定を締結し、これに基づき相互通報体制の確立や定期会議の開催などを通じて、緊密な連携の下に十分な情報交換等を行うとともに、公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用を図ること。また、受注者に対し、暴力団員等による公共工事への不当介入があった場合における警察本部及び発注者への通報・報告等を徹底すること。また各発注者は、不良・不適格業者の排除のため、一般競争入札や公募型指名競争入札等における入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、発注者支援データベースの活用等により、入札参加者又は落札者が配置を予定している専任の監理技術者が他の工事や営業所に専任で配置されている技術者と兼務をしていないことも確認すること。

1 4. 電子入札の導入

電子入札システム等の導入について、談合等の不正行為の防止、事務の簡素化や入札に要する費用の縮減、競争に参加しようとする者の利便性の向上等の観点から、可能な限り速やかにその導入を図ること。

1 5. 発注者としての体制の補完

工事等の内容が高度であるために積算、監督・検査、技術提案の審査ができないなど発注関係事務を適切に実施することが困難である場合には、必要に応じてCM（コンストラクション・マネジメント）方式等外部機関による支援の活用を積極的に進めることにより、発注者としての体制の補完を図ること。さらに、発注関係事務を適切に実施するため、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成及び確保を図ること。

III. 情報の公表を行わなければならない事項

次の事項は、入札契約適正化法第4条及び第5条の規定により、情報の公表が義務付けられている事項であり、公表が行われていない場合は、速やかに必要事項を公表して下さい。

1. 当該年度の公共工事の発注見直しに関する事項（変更後のものを含む。）（入札契約適正化法第4条）
2. 入札及び契約の過程に関する事項（入札契約適正化法第5条第1号）
 - ① 入札に参加した者の商号・名称、入札金額
 - ② 落札者の商号・名称、落札金額
 - ③ 入札参加者の資格を定めた場合における当該資格
 - ④ 指名した者の商号・名称
 - ⑤ その他公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）で定める入札及び契約の過程に関する事項
3. 公共工事の契約内容（入札契約適正化法第5条第2号）
 - ① 契約の相手方の商号・名称
 - ② その他政令で定める公共工事の契約内容に関する事項

(以上)

国官技第 246 号
国総公第 155 号
令和 3 年 12 月 24 日

各地方整備局 企画部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿

大臣官房 技術調査課長
総合政策局 公共事業企画調整課長
(公印省略)

少雪時における道路除雪工の固定的経費の積算方法について（試行）

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）では、発注者の責務として、施工者が担い手確保のための適正な利潤を確保できるよう、施工の実態等を的確に反映して積算するなどにより、予定価格を適正に定めることとされている。

この一環として、年間降雪量に応じて毎年度の工事量が大きく変動する特性がある道路除雪工では、持続的な除雪体制を確保・維持するため、少雪の年でも必要となる固定的経費を計上する仕組を構築し、適正な利潤を確保できるようにすることが重要である。

このため、少雪時における道路除雪工の固定的経費の積算方法について、下記のとおり試行することとしたので通知する。

記

1. 対象工事

原則として、当初契約において道路除雪工を計上している道路の維持管理を目的とした以下の工事を対象とする。

- ① 除雪単独工事
- ② 通年維持工事

2. 積算方法等

除雪機械の機種や台数に応じて、少雪時においても必要となる固定的な経費として、除雪体制の確保・維持に必要な除雪機械の管理・維持等にかかる機械経費等を発注工事単位で算出（以下、「固定的経費（全体額）」という。）し、算出された額から除雪実作業経費及び除雪待機費の合計額を控除した額を精算変更時に「固定的経費（計上額）」として直接工事費に計上するものとする。

なお、除雪実作業経費及び除雪待機費の合計額が「固定的経費（全体額）」を上回った場合は適用しない。

3. 適用

本通達は、令和3年12月24日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

なお、令和3年度に道路除雪を実施する工事で、令和3年12月24日以前に入札手続を行った既契約工事においても、変更契約を行う工事から試行を適用できるものとする。

国技建管第 10 号
国総施安第 3 号
令和 3 年 12 月 24 日

各地方整備局
企画部 技術調整管理官 殿
北海道開発局
事業振興部 技術管理企画官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長
総合政策局 公共事業企画調整課
施工安全企画室長
(公印省略)

「少雪時における道路除雪工の固定的経費の積算方法について（試行）」の
運用について

少雪時における道路除雪工の固定的経費の積算方法については、「少雪時における道路除雪工の固定的経費の積算方法について（試行）」（令和 3 年 12 月 24 日付け国官技第 246 号及び国総公第 155 号）が通知されたところであるが、別紙のとおり実施要領を定めたので、遺漏無きよう措置されたい。

「少雪時における道路除雪工の固定的経費の積算方法について（試行）」の実施要領

1. 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）では、発注者の責務として、施工者が担い手確保のための適正な利潤を確保できるよう、施工の実態等を的確に反映して積算するなどにより、予定価格を適正に定めることとされている。

この一環として、年間降雪量に応じて毎年度の工事量が大きく変動する特性がある道路除雪工では、持続的な除雪体制を確保・維持するため、少雪の年でも必要となる固定的経費を計上する仕組みを構築し、適正な利潤を確保できるようにすることが重要である。

このため、少雪の年でも除雪体制を確保するために必要となる固定的経費を積算計上する試行を行うものである。

2. 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

（1）固定的経費（全体額）

機械経費（固定費）、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を対象に少雪の場合においても除雪体制を確保するために必要となる経費をいう。

（2）固定的経費（計上額）

固定的経費（全体額）から除雪実作業経費（出来高分）と除雪待機費の合計額を控除した固定的経費をいう。

（3）除雪体制確保期間

道路除雪作業が適切に行えるよう除雪機械を配備し、除雪体制を確保している期間をいう。

（4）機械経費（固定費）

除雪機械の供用日数に応じて発生する機械管理費（保険料・公租公課・格納保管等経費）と、償却費（固定費相応分）をいう。

3. 対象工事

原則として、当初契約において道路除雪工を計上している道路の維持管理を目的とした下記①②のいずれかに該当する工事とする。

① 除雪単独工事

② 通年維持工事

なお、本試行は、令和 3 年 12 月 24 日以降に入札手続を開始する工事から適用する。ただし、令和 3 年度に道路除雪を実施する工事で、令和 3 年 12 月 24 日以前に入札手続を行った既契約工事においても、変更契約を行う工事から試行を適用できるものとする。

4. 試行実施の意向確認等

3. に該当する工事においては、発注者は受注者に本試行の取組の意向の有無を確認すること。そのうえで、受注者に取組の意思がある場合は、下記について受発注者間協議により設定すること。

(1) 固定的経費（全体額）の対象となる除雪機械等の設定

本試行では、1ヶ月以上除雪体制に組み込まれている除雪機械、凍結防止剤散布車等を対象とし、受発注者間協議により、機械と台数を設定するものとする。ただし、他工事と併用する除雪機械、凍結防止剤散布車等は対象としない。

また、保有区分については、発注者からの貸付機械、自社持ち機械、リース機械を対象とする。

(2) 除雪体制確保期間の設定

除雪体制確保期間は、地域の降雪の実情に応じて除雪体制の確保が必要な期間を設定するものとする。また、機械ごとに日単位で設定するものとする。

5. 積算方法

本試行においては、下記(1)から(3)により固定的経費を計上することとする。

(1) 固定的経費（全体額）の算出

$$\text{固定的経費（全体額）} = M1 + M2$$

$$M1 = \Sigma (K \cdot D)$$

$$M2 = M1 \text{ に対応した間接費（共通仮設費＋現場管理費＋一般管理費等）}$$

M1：固定的経費（直接工事費）（円）

※ 対象機械ごとに算出した固定的経費（直接工事費）の合計とする

M2：M1を対象額とした間接費（円）

K：機械経費（固定費）（円/日）

※ Kは機械ごとに設定すること

※ 無償貸付機械、自社持ち機械の機械経費（固定費）は建設機械等損料算定表を参考に算出し、リース機械は見積徴収等により算出すること

（無償貸付機械）供用1日当たり管理費

$$= \text{基礎価格} \times \text{年間管理费率} / 360$$

（自社持ち機械）供用1日当たり損料

（リース機械）供用1日当たり賃料

D：除雪体制確保期間（日）

※間接費の算定にあたっては無償貸付機械評価額も考慮すること

※固定的経費（全体額）を算出する際は当該工事の落札率を乗じること

※固定的経費（全体額）（M1 + M2）は税抜き価格とする

（万円単位、万円未満切り捨て）

なお、本試行においては、対象となる除雪機械等及び除雪体制確保期間を設定した後、発注者において算出した固定的経費（全体額）の概算額を受注者に提示するものとする。

(2) 「除雪実作業経費（出来高分）」と「除雪待機費」の合計額の算出

$$\begin{aligned} \text{除雪実作業経費（出来高分）} + \text{除雪待機費} &= \text{直接工事費} + \text{間接費} \\ \text{※間接費} &= \text{直接工事費に対応した間接費（共通仮設費} + \text{現場管理費} \\ &\quad \text{+ 一般管理費等）} \end{aligned}$$

- ※除雪実作業経費（出来高分）には凍結防止剤散布作業を含む
- ※除雪実作業経費（出来高分）及び除雪待機費は、精算変更時の数量とし、通常的设计変更と同様、単価合意率を踏まえて算出すること
- ※除雪実作業経費（出来高分）と除雪待機費の合計額は税抜き価格とする（万円単位、万円未満切り捨て）
- ※通年維持工事においても、除雪実作業経費（出来高分）と除雪待機費の合計額を直接工事費として間接費率を設定する。

(3) 固定的経費（計上額）の積算計上

上記（2）で算出した「除雪実作業経費（出来高分）」と「除雪待機費」の合計額が、上記（1）で算出した「固定的経費（全体額）」を下回る場合において、以下の計算式により「固定的経費（計上額）」を積算計上する。

$$\begin{aligned} \text{固定的経費（計上額）} &= \text{固定的経費（全体額）} \\ &\quad - (\text{除雪実作業経費（出来高分）} + \text{除雪待機費}) \end{aligned}$$

- ※固定的経費（計上額）を積算システムで計上する際は、「固定的経費」を追加し、管理費区分の設定を「全ての間接費の対象外」として計上する
- ※固定的経費（計上額）は算出過程で落札率を考慮しているため、積算システム上では落札率は考慮しないこと
- ※複数年国債で実施している維持工事については、単年度ごとに評価することとする

6. 除雪機械等の定期点検等

本試行に取り組む場合、受注者は試行の対象となっている除雪機械、凍結防止剤散布車等の機械を定期的に点検し、点検整備簿等を保管しておくものとする。

7. 監督職員等による履行状況の確認

精算変更時に固定的経費を計上する場合、監督職員は関係書類を精算変更前に確認するものとする。また、受注者は、完成検査時に検査職員に関係書類の提示を求められた場合は提示するものとする。なお、固定的経費を計上しない工事については、関係書類の提示は要しない。

関係書類は下記のとおりとし、貸付機械については貸付機械の仕様書等に基づく書類を基本とするが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

項目	内容
除雪機械の台数	固定的経費の対象となる除雪機械の一覧表等
除雪機械の規格	除雪機械の規格が明記されている書類（貸付調書、借用（返納）書等）
供用日数	供用日数が確認できる書類（貸付調書、借用（返納）書等）
保険料	保険加入に関する書類（契約書、明細書等） ※発注者が加入済みの場合は不要
公租公課	納税に関する書類（納税証明書等） ※発注者が納税済みの場合は不要
格納保管等経費	格納保管、点検・整備・修理に関する書類（保管状況写真、点検整備簿等）

8. アンケート調査

本試行においては、試行の取組状況等の確認を行うため、試行を行った受注者・発注者双方にアンケート調査を実施する予定である。

9. 公告文、入札説明書、特記仕様書等の記載例

本試行を実施する工事は、下記の例に従い、公告文、入札説明書及び特記仕様書等においてその旨を明らかにすること。

(1) 公告文・入札説明書記載例

<公告文>

本工事は、少雪時において除雪体制を確保するために必要となる固定的経費を積算計上する試行工事である。

<入札説明書>

本工事は、少雪時において除雪体制を確保するために必要となる固定的経費を積算計上する試行工事である。

なお、試行内容の詳細は特記仕様書によるものとする。

(2) 特記仕様書記載例

第〇条 少雪時における除雪体制を確保するために必要となる固定的経費の積算計上の試行

1. 本工事は、少雪時において除雪体制を確保するために必要となる固定的経費を積算計上する試行工事である。

2. 試行にあたり、受注者は発注者に試行の取組の意向の有無を報告すること。また、受注者に取組の意思がある場合は、下記について受発注者間協議により設定すること。

(1) 固定的経費（全体額）の対象となる除雪機械等の設定

本試行では、1ヶ月以上除雪体制に組み込まれている除雪機械、凍結防止剤散布車等を対象とし、受発注者間協議により、機械と台数を設定するものとする。ただし、他工事と併用する除雪機械、凍結防止剤散布車等は対象としない。

また、保有区分については、発注者からの貸付機械、自社持ち機械、リース機械を対象とする。

(2) 除雪体制確保期間の設定

除雪体制確保期間は、地域の降雪の実情に応じて除雪体制の確保が必要な期間を設定するものとする。また、機械ごとに日単位で設定するものとする。

3. 固定的経費の費用計上

本試行においては、下記(1)から(3)により固定的経費を計上することとする。

(1) 固定的経費（全体額）の算出

$$\text{固定的経費（全体額）} = M1 + M2$$

$$M1 = \Sigma (K \cdot D)$$

$$M2 = M1 \text{ に対応した間接費（共通仮設費＋現場管理費＋一般管理費等）}$$

M1：固定的経費（直接工事費）（円）

M2：M1を対象額とした間接費（円）

K：機械経費（固定費）（円/日）

D：除雪体制確保期間（日）

※間接費の算定にあたっては無償貸付機械評価額も考慮すること

※固定的経費（全体額）を算出する際は当該工事の落札率を乗じること

※固定的経費（全体額）（M1 + M2）は税抜き価格とする

（万円単位、万円未満切り捨て）

(2) 「除雪実作業経費（出来高分）」と「除雪待機費」の合計額の算出

$$\text{除雪実作業経費（出来高分）} + \text{除雪待機費} = \text{直接工事費} + \text{間接費}$$

※間接費＝直接工事費に対応した間接費（共通仮設費＋現場管理費＋一般管理費等）

※除雪実作業経費（出来高分）及び除雪待機費は、精算変更時の数量とし、通常
の設計変更と同様、単価合意率を踏まえて算出すること

※除雪実作業経費（出来高分）と除雪待機費の合計額は税抜き価格とする（万円
単位、万円未満切り捨て）

(3) 固定的経費（計上額）の積算計上

上記(2)で算出した「除雪実作業経費（出来高分）」と「除雪待機費」の合計額が、

上記（１）で算出した「固定的経費（全体額）」を下回る場合において、以下の計算式により「固定的経費（計上額）」を積算計上する。

$$\text{固定的経費（計上額）} = \text{固定的経費（全体額）} - \left(\text{除雪実作業経費（出来高分）} + \text{除雪待機費} \right)$$

※なお、複数年国債で実施している維持工事については、単年度ごとに評価することとする

4. 除雪機械等の定期点検等

本試行に取り組む場合、受注者は試行の対象となっている除雪機械、凍結防止剤散布車等の機械を定期的に点検し、点検整備簿等を保管しておくものとする。

5. 監督職員等による履行状況の確認

精算変更時に固定的経費を計上する場合、監督職員は関係書類を精算変更前に確認するものとする。また、受注者は、完成検査時に検査職員に関係書類の提示を求められた場合は提示するものとする。なお、固定的経費を計上しない工事については、上記資料の提示は要しない。

関係書類は下記のとおりとし、貸付機械については貸付機械の仕様書等に基づく書類を基本とするが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

項目	内容
除雪機械の台数	固定的経費の対象となる除雪機械の一覧表等
除雪機械の規格	除雪機械の規格が明記されている書類（貸付調書、借用（返納）書等）
供用日数	供用日数が確認できる書類（貸付調書、借用（返納）書等）
保険料	保険加入に関する書類（契約書、明細書等） ※発注者が加入済みの場合は不要
公租公課	納税に関する書類（納税証明書等） ※発注者が納税済みの場合は不要
格納保管等経費	格納保管、点検・整備・修理に関する書類（保管状況写真、点検整備簿等）

6. アンケート調査

本試行においては、試行の取組状況等の確認を行うため、アンケート調査を実施する予定であるのでこれに協力すること。

10. その他

本試行については、道路除雪工事に対するアンケート調査等を踏まえて、今後、必要に応じて見直しを行うものとする。

以上

1. 試行の考え方

- 年間降雪量に応じて毎年度の工事量が大きく変動する特性がある道路除雪工では、持続的な除雪体制を確保・維持するため、少雪の年でも必要となる固定的経費を計上する仕組みを構築し、適正な利潤を確保できるようにすることが重要
- このため、少雪の年でも除雪体制を確保するために必要となる固定的経費を積算計上する試行を行うもの

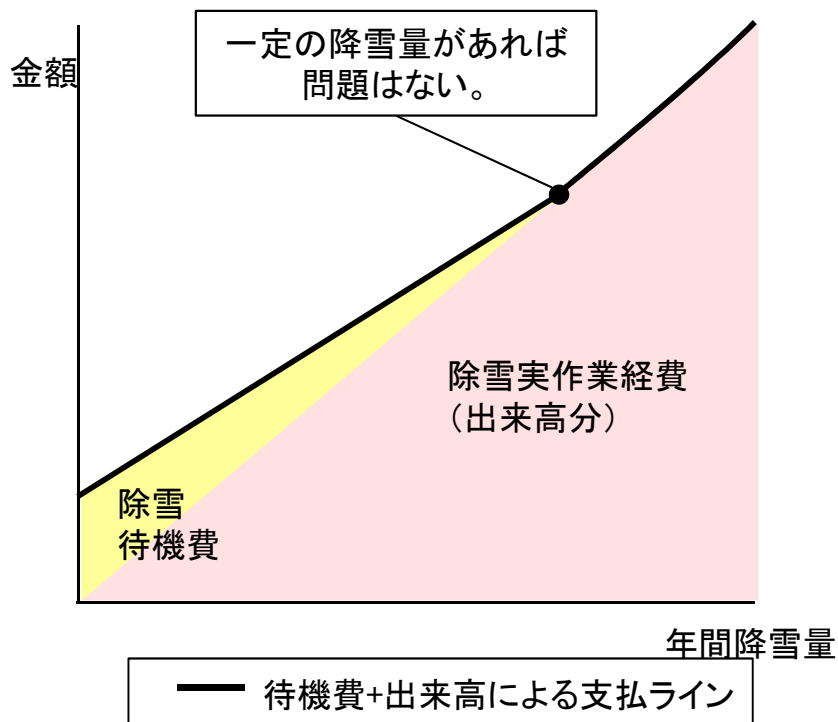
2. 「固定的経費」の考え方

- **機械経費(固定費)、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等**を対象に、少雪の場合においても除雪体制を確保するために必要となる経費を「**固定的経費(全体額)**」として算出
- 『「除雪実作業経費(出来高分)」と「除雪待機費」の合計額』が「固定的経費(全体額)」を下回った場合に**経費(「固定的経費(計上額)」)**を積算計上
- ただし、『「除雪実作業経費(出来高分)」と「除雪待機費」の合計額』が「固定的経費(全体額)」を上回った場合には適用しない

$$\text{固定的経費(計上額)} = \text{固定的経費(全体額)} - (\text{除雪実作業経費(出来高分)} + \text{除雪待機費})$$

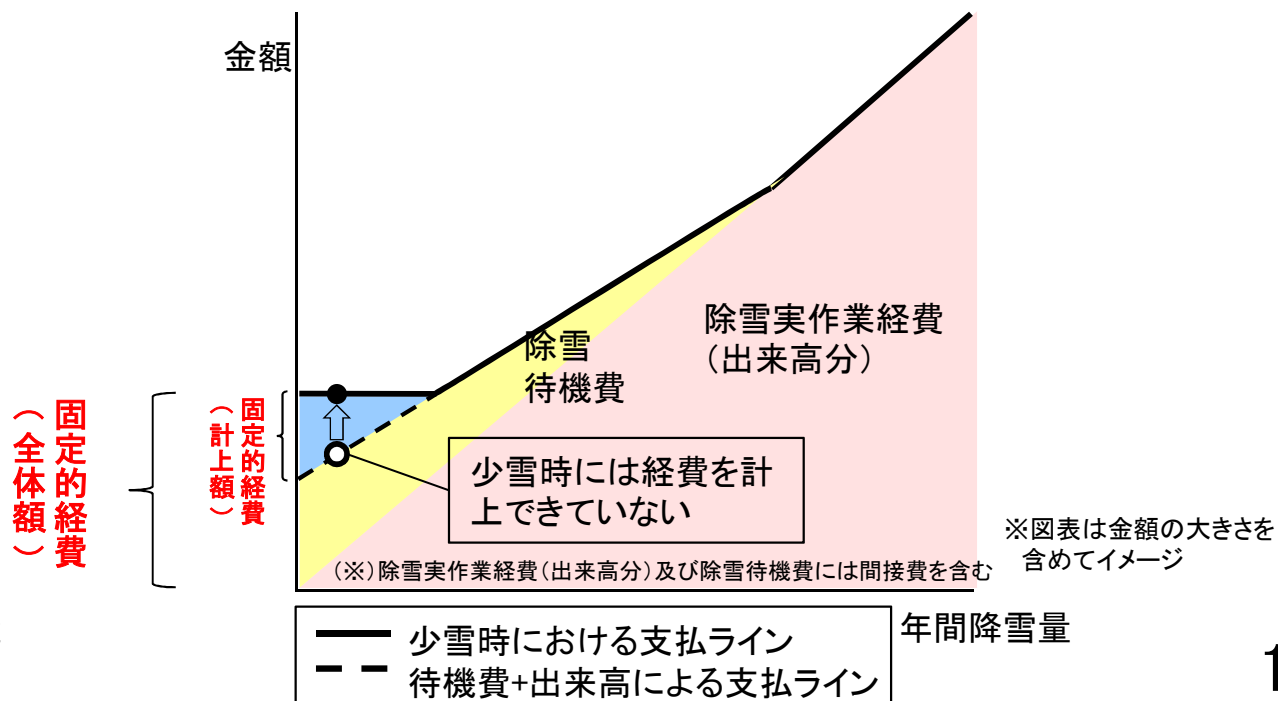
■ <現状の積算>

- ・待機費+出来高を支払う



■ <少雪時における積算イメージ>

- ・少雪時においても固定的に発生する経費を積算(精算時)に計上する



固定的経費 (全体額) の計算

⇒ 除雪体制を確保するために必要な機械及び期間から固定的経費を算出

①直接工事費

工事契約後に除雪体制を受発注者協議により確認し、それに応じた機械経費(固定費)を固定的経費(全体額)とする。

$$M1 = \Sigma(K \cdot D)$$

M1: 固定的経費(全体額)(直接工事費)(円)

K: 機械経費(固定費)(円/日)(※1) ※個々の機械ごとに単価を設定

D: 除雪体制確保期間(日)

②間接費

M2=M1に対応した間接費を計上
(共通仮設費+現場管理費+一般管理費等)

M2: M1を対象額とした間接費(円)

※無償貸付機械を使用する工事は、間接費の算定にあたり「無償貸付機械評価額」を考慮する。

③固定的経費(全体額)

$$\text{固定的経費(全体額)} = M1 + M2$$

※固定的経費(全体額)を算出する際は当該工事の落札率を乗じる。

(※1) 通常の機械経費の積算方法

○機械経費=変動費+固定費

変動費: 運転1時間あたり維持修理費、償却費(変動費相応分)

・運転時間に応じて発生する費用

固定費: 供用1日あたり機械管理費、償却費(固定費相応分)

・供用日数に応じて発生する費用

・機械管理費
(保険料・公租公課・格納保管等経費)
・償却費(固定費相応分)

○固定的経費の決定要素

【工事ごとの固有値】

①除雪体制確保期間: D

②除雪機械台数

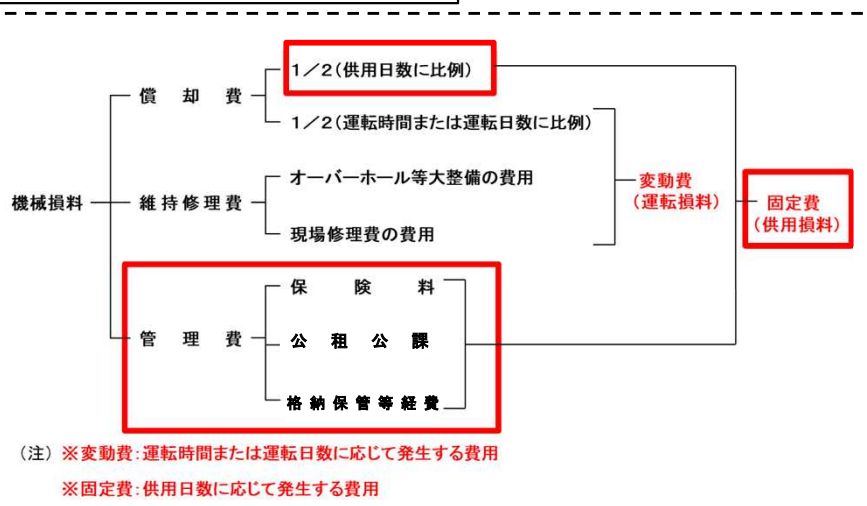
【機械損料算定表等(※2)にて設定】

③機械経費(固定費): K

(※2) 損料: 建設機械等損料算定表

賃料: 物価資料、特別調査、見積徴収等により市場取引価格で設定

機械経費(機械損料)の構成



固定的経費(計上額)の計算

次の算定式により積算計上額を算出し、直接工事費に経費を計上する。ただし、『「除雪実作業経費(出来高分)」と「除雪待機費」の合計額が「固定的経費(全体額)」を上回った場合には適用しない。

$$\begin{aligned} &\text{固定的経費(計上額)} \\ &= \text{固定的経費(全体額)} \\ &\quad - (\text{除雪実作業経費(出来高分)} + \text{除雪待機費}) \end{aligned}$$

※除雪実作業経費(出来高分)及び除雪待機費には間接費を含む。

国官会第44号
令和6年4月15日

内部部局の長
施設等機関の長
特別の機関の長
地方支分部局の長
外局の長
沖縄総合事務局長

あて

国土交通省大臣官房長
(公印省略)

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の
一部改正について

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年
6月10日付け国官会第367号）の一部を別添のとおり改正することと
したので遺漏なきよう措置されたい。

○「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年6月10日付け国官会第367号）の一部改正について

改 正 案	現 行
<p>1 本基準の運用の基本方針について</p> <p>(1) 本基準は、「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札の決定を保留し、契約担当官等が予算決算及び会計令（以下「令」という。）第86条の調査を行うものであること。</p> <p>(2) したがって、本基準に該当する場合であっても、令第86条の調査の結果、当該価格によって、当該契約の内容に適合した履行がされると認められた場合には、その者を落札者とするものであること。</p> <p>(3) 令第86条の調査は、「相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか」を具体的に判断するため、次の事項についても行うものとする。</p> <p>イ 工事の請負契約の場合</p> <p>① 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調査等に関する事項</p> <p>② ①の適否</p> <p>③ 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否</p> <p>④ 当該入札者の経営状況</p> <p>⑤ その他必要な事項</p> <p>ロ 製造その他についての請負契約の場合</p> <p>① 当該業務を行うに当たって当該入札者が予定している業務従事者、設備、資機材等の見通し及びその確保に関する事項</p> <p>② ①の適否</p> <p>③ 当該入札者の経営状況</p> <p>④ その他必要な事項</p>	<p>1 本基準の運用の基本方針について</p> <p>(1) 本基準は、「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札の決定を保留し、契約担当官等が予算決算及び会計令（以下「令」という。）第86条の調査を行うものであること。</p> <p>(2) したがって、本基準に該当する場合であっても、令第86条の調査の結果、当該価格によって、当該契約の内容に適合した履行がされると認められた場合には、その者を落札者とするものであること。</p> <p>(3) 令第86条の調査は、「相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか」を具体的に判断するため、次の事項についても行うものとする。</p> <p>イ 工事の請負契約の場合</p> <p>① 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調査等に関する事項</p> <p>② ①の適否</p> <p>③ 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否</p> <p>④ 当該入札者の経営状況</p> <p>⑤ その他必要な事項</p> <p>ロ 製造その他についての請負契約の場合</p> <p>① 当該業務を行うに当たって当該入札者が予定している業務従事者、設備、資機材等の見通し及びその確保に関する事項</p> <p>② ①の適否</p> <p>③ 当該入札者の経営状況</p> <p>④ その他必要な事項</p>

2 本基準の運用について

(1) 工事の請負契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」（平成16年6月8日付け国官会第336号）の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第1号の契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2と、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合とする。

(2) 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第3号の契約ごとに10分の6から10分の8.1まで（測量業務にあっては同第2号の契約ごとに10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては同第4号の契約ごとに3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量業務に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約に

2 本基準の運用について

(1) 工事の請負契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」（平成16年6月8日付け国官会第336号）の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第1号の契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2と、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合とする。

(2) 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第3号の契約ごとに10分の6から10分の8.1まで（測量業務にあっては同第2号の契約ごとに10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては同第4号の契約ごとに3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量業務に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約に

については、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	-
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接人件費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の6から10分の8.1まで（測量業務にあっては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合とする。

3 その他

(1) 執行体制の整備

関係職員に対し趣旨の徹底を図り、事務の執行に遺憾なきを期されたい。

(2) 予定価格調書への調査基準価格の記載

契約担当官等は、事務の適正な執行を確保するため、令第79条の「予定価格を記載した書面」の予定価格が記載された行の下に、本基準に基づく具体的金額を「（調査基準価格 円）」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た額を「（調査基準価格の110分の100 円）」と記載しておくものとする。

については、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	-
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接人件費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の6から10分の8.2まで（測量業務にあっては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合とする。

3 その他

(1) 執行体制の整備

関係職員に対し趣旨の徹底を図り、事務の執行に遺憾なきを期されたい。

(2) 予定価格調書への調査基準価格の記載

契約担当官等は、事務の適正な執行を確保するため、令第79条の「予定価格を記載した書面」の予定価格が記載された行の下に、本基準に基づく具体的金額を「（調査基準価格 円）」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た額を「（調査基準価格の110分の100 円）」と記載しておくものとする。

附 則

本通知は、令和6年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則

本通知は、令和6年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

○予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて

〔国官会第367号〕
〔平成16年6月10日〕

改正	平成19年	4月	6日	国官会第	52号
	同	20年	3月31日	同 第	2051号
	同	21年	4月	3日同 第	2464号
	同	22年	3月	2日同 第	1938号
	同	23年	3月29日	同 第	2402号
	同	25年	5月14日	同 第	266号
	同	25年10月	1日	同 第	1511号
	同	28年	3月18日	同 第	4020号
	同	29年	3月14日	同 第	3861号
	同	31年	3月26日	同 第	22173号
	同	31年	3月29日	同 第	24898号
	令和	4年	2月24日	同 第	20279号
	同	6年	3月25日	同 第	25945号
	同	6年	4月15日	同 第	44号

国土交通省大臣官房長から内部部局の長、施設等機関の長、特別の機関の長、地方支分部局の長、外局の長、沖縄総合事務局長あて

予算決算及び会計令第85条の基準については、令和6年3月25日付け国官会第25944号により改定されたところであるが、この基準（低入札価格調査基準）の運用に関しては、下記により取り扱われたい。

記

1 本基準の運用の基本方針について

- (1) 本基準は、「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札の決定を保留し、契約担当官等が予算決算及び会計令（以下「令」という。）第86条の調査を行うものであること。

(2) したがって、本基準に該当する場合であっても、令第86条の調査の結果、当該価格によって、当該契約の内容に適合した履行がされると認められた場合には、その者を落札者とするものであること。

(3) 令第86条の調査は、「相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか」を具体的に判断するため、次の事項についても行うものとする。

イ 工事の請負契約の場合

- ① 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調査等に関する事項
- ② ①の適否
- ③ 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否
- ④ 当該入札者の経営状況
- ⑤ その他必要な事項

ロ 製造その他についての請負契約の場合

- ① 当該業務を行うに当たって当該入札者が予定している業務従事者、設備、資機材等の見直し及びその確保に関する事項
- ② ①の適否
- ③ 当該入札者の経営状況
- ④ その他必要な事項

2 本基準の運用について

(1) 工事の請負契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」（平成16年6月8日付け国官会第336号）の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第1号の契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2と、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合とする。

(2) 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第3号の契約ごとに10分の6から10分の8.1まで（測量業務にあつては同第2号の契約ごとに10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては同第4号の契約ごとに3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量業務に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の6から10分の8.1まで（測量業務にあつては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合とする。

3 その他

(1) 執行体制の整備

関係職員に対し趣旨の徹底を図り、事務の執行に遺憾なきを期されたい。

(2) 予定価格調書への調査基準価格の記載

契約担当官等は、事務の適正な執行を確保するため、令第79条の「予定価格を記載した書面」の予定価格が記載された行の下に、本基準に基づく具体的金額を「（調査基準価格 円）」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た額を「（調査基準価格の110分の100 円）」と記載しておくものとする。

附 則（平成19年4月6日国官会第52号）

本通知は、平成19年4月9日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成20年3月31日国官会第2051号）

本通知は、平成20年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成21年4月3日国官会第2464号）

本通知は、平成21年4月3日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成22年3月2日国官会第1938号）

本通知は、平成22年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成23年3月29日国官会第2402号）

本通知は、平成23年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成25年5月14日国官会第266号）

本通知は、平成25年5月16日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成25年10月1日国官会第1511号）

本通知は、平成26年4月1日以降に締結する国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）（平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に締結する契約であって、当該契約に係る引渡しが平成26年4月1日以降になされるものを含む。）から適用する。

附 則（平成28年3月18日国官会第4020号）

本通知は、平成28年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成29年3月14日国官会第3861号）

本通知は、平成29年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成31年3月26日国官会第22173号）

本通知は、平成31年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成31年3月29日国官会第24898号）

本通知は、平成31年10月1日以降に締結する国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）（平成31年4月1日から平成31年9月30日までの間に締結する契約であって、当該契約に係る引渡しが平成31年10月1日以後になされるものを含む。）から適用する。

附 則（令和4年2月24日国官会第20279号）

本通知は、令和4年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（令和6年3月25日国官会第25945号）

本通知は、令和6年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（令和6年4月15日国官会第44号）

本通知は、令和6年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。